

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	精神障害者保健福祉手帳に関する事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部予防対策課は、精神障害者保健福祉手帳に関する事務と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳に関する事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
②事務の概要	1 精神障害者保健福祉手帳に関する事務 ① 精神障害者保健福祉手帳の新規申請及び更新に関する事務 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付及び再交付に関する事務 ③ 精神障害者保健福祉手帳の返還の受理 ④ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備 ⑤ 居住地を移したときの事務 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更に関する事務 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付に関する事務 ① 新規申請及び更新に関する事務 ② 受給者証の交付及び再交付に関する事務 ③ 受給者証の返還の受理 ④ 受給者証台帳の整備 ⑤ 居住地を移したときの事務
③システムの名称	1 障害者自立支援システム 2 中間サーバープラットフォーム 3 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者福祉サービスファイル、精神障害者自立支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【精神障害者保健福祉手帳に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項及び別表第一 14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条 【自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施】 ・番号法第9条第1項及び別表第一84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・別表第二 16、26、56の2、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第44条 ※自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施においてのみ、情報連携を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部予防対策課
②所属長の役職名	保健衛生部予防対策課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1230
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1230
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	5. 評価実施機関における担当部署①②所属長	予防対策課長 伊津野 孝	予防対策課長 渡瀬 博俊	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	Ⅱしきい値判断—いつ時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	Ⅱしきい値判断—いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和2年2月10日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)に関する事務	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年2月10日	Ⅱしきい値判断—いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断—いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 ・別表第二 16、26、56の2、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第44条 ※自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施においてのみ、情報連携を行う。	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・別表第二 16、26、56の2、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第44条 ※自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施においてのみ、情報連携を行う。	事前	法改正による提出
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断—いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和4年7月25日	Ⅱしきい値判断—いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報—請求先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1230 * 利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1230	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断—いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出